

第 2 回茨城県協働推進マニュアル改定検討会 議事抄録

日時：平成 24 年 12 月 25 日（火）午後 2 時～4 時半

会場：交流サルーンいばらき 会議室

出席者：

分野	組織名	役職名	氏名（順不同）
有識者	NPO 法人 市民活動情報センター	代表理事	今瀬 政司
茨城県	茨城県 生活環境部 生活文化課 県民運動推進室	室長補佐	鈴木 紀一
市町村	水戸市 市長公室 地域振興課	課長補佐	小林 一仁
市町村	龍ヶ崎市 市民生活部 市民協働課 市民協働推進グループ	係長	持田 優
NPO 等	NPO 法人 水戸こどもの劇場	代表理事	森田 多美子
NPO 等	NPO 法人 あすかコーアイネット	代表理事	宇井 良夫
中間支援組織	認定 NPO 法人 日本 NPO センター	特別研究員	椎野 修平
中間支援組織	NPO 法人 ひたち NPO センター・with you	事務局長	田尻 英美子
中間支援組織	認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ	常務理事・事務局長	横田 能洋

事務局：

組織名	役職名	氏名（順不同）
認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ	理事・事務局次長	大野 覚
	連携と提言部門リーダー	
	事務局	青木 高志

司会：大野（事務局）

1. 茨城県新しい公共推進指針策定の進捗状況共有

事務局より茨城県新しい公共推進指針策定の進捗状況の報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 新しい公共の担い手を育成することが重要。
- 地域円卓会議を指針に盛り込み、NPO のほか企業などの地域貢献活動推進も触れることが必要。
- 市民活動基盤整備だけではなく、茨城の地域課題をどのように指針に盛り込むか検討中。

2. マニュアルの構成（案）の検討

現在のマニュアル、今瀬委員長案、椎野委員案、事務局案それぞれの構成を比較した表をもとに、構成案の検討を進めた。主に以下のような意見が出された（時系列順ではないことに注意）。

第 2 回茨城県協働推進マニュアル改定検討会 議事抄録

<マニュアル改定の方向性>

- 次回までには中間案素案が準備されていなければ、改定が間に合わない。
- 本検討会や茨城県新しい公共推進指針策定検討会の進捗状況を県のウェブサイトに掲載し、市民などに発信すべき。
- 現在のマニュアルの補強型ではなく新たに作り直す場合、現在のマニュアルとの関係性を整理しなければいけない。
- 現在のマニュアルの補強版として、行政とともに NPO が協働を推進するために具体的な行動につながるようなものになれば良い。
- 現マニュアルがより有効に活用されるようにしなければならない。
- 新しい公共支援事業の予算を活用しているために、「新しい公共」についても触れるべき。
- 新しい公共推進指針はより広く、協働推進マニュアルはより対象を絞って協働担当としてはどうか。
- 現在のマニュアルを活かしつつ、Q&Aなどを盛り込み、具体的な協働事業の作業手順などが盛り込まれるようにすべき。
- 「こういった協働の仕方がある」と提示するようなマニュアルになるしかないと思う。

<改定する文書の名称>

- 市町村に活用してもらうことを考慮すると、協働推進マニュアルではなく「手引き」とした方が良い。あまり県のやり方を市町村に押し付けるべきではない。
- 「マニュアル」と位置付けると、県庁内でしっかりとオーソライズしなければならない。
- 「指針」と表現すると「新しい公共推進指針」と誤解を招くので避けた方が良い。

<マニュアルの対象>

- マニュアルの対象を誰にするかは明記した方が良い。
- 「新しい公共」以後では、地域活動の担い手が拡大している。
- 市民活動団体、NPO、NGO、任意団体、財団法人、社団法人、協同組合などの新しい公共の主体の整理が難しい。茨城の地域性を考慮して整理したい。
- 現在の対象よりも広く非営利組織（公益法人や社団など含む）とすべき。
- 企業も CSR 活動を行うため、「社会貢献活動」と整理することもできる。
- 法人格などではなく、神奈川県のように「自主的で、非営利で、社会に貢献する活動」と、活動ベースでマニュアルの対象を定義しても良い。

<マニュアルの内容>

- 新しい公共推進指針とマニュアルの関連性を示すことが必要。
- 協働とは何かをきちんと概念整理しなければいけない。
- なぜ協働が必要か、その意義などについて明確に示す必要がある。
- 協働について、NPO や行政が具体的なイメージが湧くようにしなければならない。
- いままでの委託や補助と協働は何が違うのかを記述すべき。

第 2 回茨城県協働推進マニュアル改定検討会 議事抄録

- 協働のためのチェック・ポイントのようなかたちで、計画、実行、ふりかえりのそれぞれの段階ですべきことについて解説を加えるとわかりやすい。
- マニュアルなので、協働事例を紹介するだけでなく、より具体的な協働のアクションにつながるような作業手順を盛り込むべき。
- 平成 20 年度 3 月に策定されたマニュアル以後の法制度改正や、現在の茨城の NPO の状況について紹介すべき。
- 事業評価の進め方などをさらに追記すべき。
- NPO だけではなく、県や市町村の役割・目標についても追記して良い。
- Q&A 集としてまとめるのではなく、なるべく本編に盛り込むべき。

<その他>

- 協働事業の報告書を懸命に作成しても市民に届かない。受託団体が評価を公表するなど方策を考えるべき。
- 全国的にも協働事業の評価はあまり活用されておらず、報告書を作成してそのままになっている。予算や議会との関係性もあり、評価を実際に活用するのは難しい。
- かながわ県民活動サポートセンターにはパートナーシップルームがあり、県と協働をしたいがどこに提案して良いかわからない市民団体が、まず相談する窓口となっている。

3. 協働契約の現状と先進事例の共有

茨城県では契約の雛形や約款はなく、各担当が事業ごとに手引きを参照しながら作成していることを確認した。その他、協働契約書やフルコスト・リカバリーなどの先進事例を共有した。主な意見は以下のとおり。

- 「茨城県新しい公共支援事業に伴う活動基盤整備事業委託業務契約書」は、全国の契約書と比較しても行政優位色が強く、文言が曖昧な箇所がある。
- フルコスト・リカバリーは重要だが、NPO 側も間接経費の細かい管理を問われることになる。
- 国の検討会報告書でもフルコスト・リカバリーを取り上げており、参考になる。
- 協働協定書などで対等性を確保すべき。

※ その他、NPO を対象に協働の課題に関するアンケートを実施することが承認された。

※ 次回検討会は下記のとおり、茨城県新しい公共推進指針策定検討会と合同で開催する旨、連絡があった。

日時：平成 25 年 1 月 18 日（金）午後 2 時～4 時半

会場：茨城県労働福祉会館